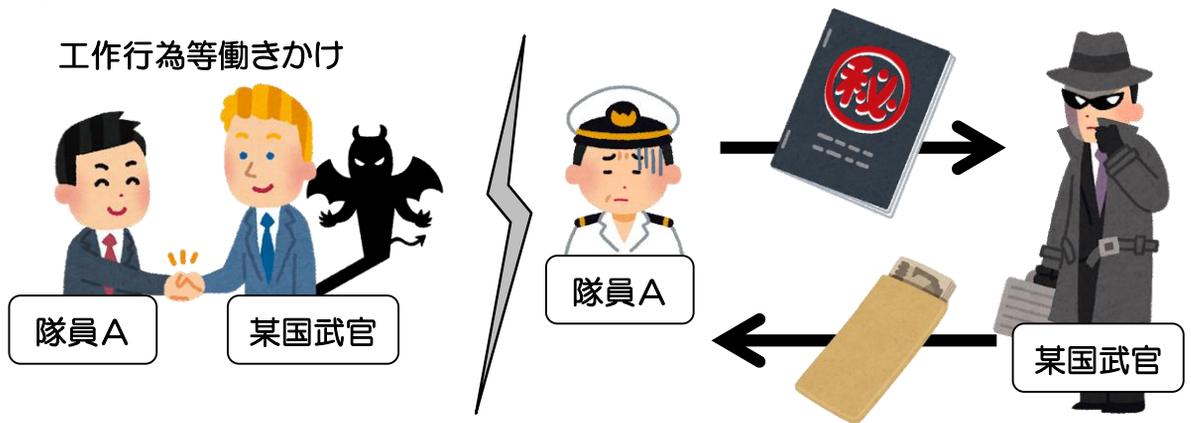


## 事例1：他国等への秘密情報の漏えい

### 【概要①】

隊員Aは、某国武官と交流を深める中で現金等を受け取るようになり、このことが負い目となって、秘密情報を漏らすに至りました。

このため、隊員Aは、自衛隊法第59条の違反容疑で逮捕され、懲役10か月の実刑判決を受けるとともに、免職の懲戒処分となりました。



### 【概要②】

某国武官の依頼を受けた隊員OBが、現役隊員に教範の入手を依頼し、某国武官に教範を提供しました。

いずれも起訴猶予となったものの、隊員OBは再就職先を解雇され、現役隊員3名も、戒告の戒懲戒処分を受けました。

### 【問題となる事象及び該当法令等】

問題となる事象	該当法令等
部外者への秘密情報の漏えい	自衛隊法第59条 (秘密を守る義務)
	自衛隊法第118条第1項第1号 (罰則：秘密を守る義務違反)
	秘密保全に関する訓令第7条 (秘密を守る義務)

## 事例2：某国潜水艦の動向に関する防衛秘密の漏えい

### 【概要】

隊員A（保全責任者）は、部外者に対して、某国潜水艦の動向に関する職務上知り得た情報を、防衛秘密（現在は特定秘密）に該当する情報を含むことを認識した上で、口頭により伝達しました。

このため、隊員Aは、警務隊により、自衛隊法第96条の2及び第122条第1項の違反容疑で書類送検されるとともに、免職の懲戒処分となりました。



### 【問題となる事象及び該当法令等】

問題となる事象	該当法令等
部外者への秘密情報の漏えい	(当時) 自衛隊法第96条の2 (防衛秘密) (現在) 特定秘密の保護に関する法律第3条 (特定秘密の指定)
	(当時) 自衛隊法第122条第1項 (罰則) (現在) 特定秘密の保護に関する法律第23条第1項 (罰則：特定秘密の漏えい)

### 事例3：SNSによる部外者への情報の漏えい

#### 【概要】

隊員Aは、護衛艦の状況に関する情報を交際している部外女性にSNSで数回にわたり送信していたところ、交際相手の女性から防衛省に相談があり、発覚しました。

このため、隊員Aは、自衛隊法59条等による情報保全義務違反で停職6日の懲戒処分となりました。



#### 【問題となる事象及び該当法令等】

問題となる事象	該当法令等
部外者への秘密情報の漏えい	自衛隊法第59条 (秘密を守る義務)
	自衛隊法第118条第1項第1号 (罰則：秘密を守る義務違反)

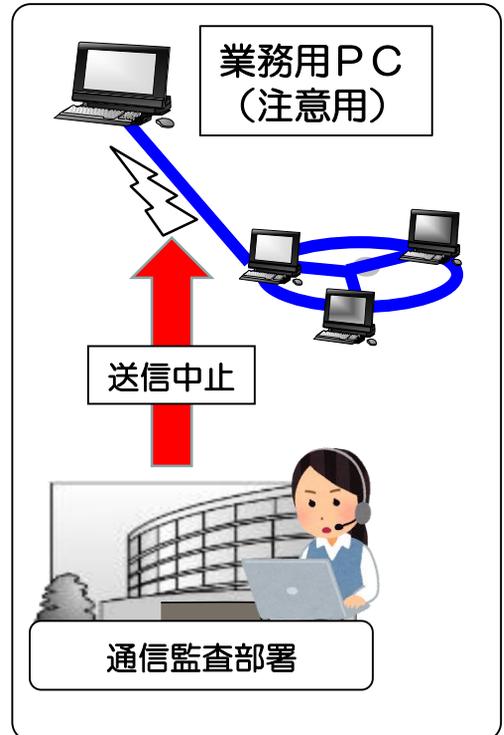
## 事例4：省秘の取扱が許可されていないパソコンで省秘のデータを送信

### 【概要】

隊員Aは、自分が使用する業務用PC及び情報システムにおいては、省秘のデータを取り扱ってはならないことを知っていながら、省秘に該当するデータを作成し、そのデータをメールで送信しました。

当該メールは通信監査部署により「省秘の内容が含まれているため送信中止」の処置がとられ、隊員Aに通知されました。

これを本人が部隊に報告したことにより発覚し、隊員Aは、減給の懲戒処分となりました。



### 【問題となる事象及び該当法令等】

問題となる事象	該当法令等
省秘の取扱が許可されていないパソコンでの業務の実施 省秘データの無断作成及び送達	秘密保全に関する訓令第14条（秘密電子計算機情報） 第25条（複製等） 第33条（文書、図画及び物件以外の方法による伝達）